

ほんわか

**羽根を用いた活動には
色々なものがあります。**



赤い 羽根	昭和23年から、街頭募金の寄付済みの印として赤い羽根が使われるようになりました。1928年（昭和3年）にアメリカで始まり、先住民族がいろいろな色の羽根飾りを頭などにつけていましたが、「赤い羽根」は、勇気のある行いや良いことをした人が身につけていたことが由来です。高齢者、障がい者を支援する活動や災害時支援に役立てられます。
緑の 羽根	戦後間もない昭和25年、「荒れた国土に緑の晴れ着を」を、スローガンに募金による国土緑化運動が行われ、今日に引き継がれています。
黄色の 羽根	3種類あります。 ①臓器移植を推進とした目的で、平成9年に臓器移植法が施行され、臓器移植による治療に向けた新たな道が募金活動によって開かれるようになりました。医療機関に募金箱等が設置されていることがあります。 ②総務省が主催する「社会を明るくする運動」のシンボルマークが“ひまわり”のため黄色い羽根が用いられており、募金活動ではなく作文コンクールや講演会活動を行っています。 ③昭和30年に岩手県で修学旅行帰りの小学生を乗せたバスが川に転落。12人の死者と30人の重軽傷者を出した大事故をきっかけに、交通安全のPRを兼ねて募金を伴わない黄色い羽根運動が始まりました。
青の 羽根	海で遭難した人々の救助活動にあたる全国のボランティア約54,000人を支援するための募金です。日々の訓練、救援資材購入費などに充てられ、国土交通省、海上保安庁、消防庁などが後援しています。
水色の 羽根	一家の大黒柱を失ってしまった漁船海難遺児等に対する奨学金や修学助成金に充てられています。漁業は全国で18万人の漁師や関係者の方たちが働いており、自然を相手に毎年多くの尊い人命が行方不明になったり、失われる事故が起きています。

赤い羽根募金にご協力よろしくお願いたします。



皆野町社協では、赤い羽根募金の一環で、み～なちゃんのイラスト入りの缶バッチを今年も作成しました。残念ながら中止になってしまいましたが、3年ぶりの秩父音頭まつりに合わせ、手書きの秩父音頭の歌詞入り缶バッチを作成しました。

社協窓口で、100円以上募金していただいたかたに、おひとつ差し上げています。ご協力よろしくお願いたします。

※数に限りがございます。

歳末たすけあい配分事業を実施します

皆様からお寄せいただく歳末たすけあい募金を、支援を必要とする世帯等への「歳末たすけあい配分事業」に活用させていただきます。

希望されるかたは、下記内容をご確認のうえ申請してください。

1. 歳末援護金 1世帯 5,000円

対 象 次の全てを満たす世帯

- ①生活困窮が著しいこと
- ②在宅で生活していること
(施設・病院等に入所・入院している方は対象外)
- ③生活保護を受給していないこと
- ④世帯構成員全員が、令和4年度町・県民税が非課税であること



2. ひとり親世帯入学助成金 1世帯 5,000円

対 象 ひとり親世帯か、父母のない子を扶養している世帯で、子が令和5年4月に小中学校に入学予定であること

3. 配分予定金額 募金の受入状況及び申請数により、変動する場合があります。

4. 申込み 申請を希望されるかたは、11月18日(金)までに、社会福祉協議会へ申請してください。

社会福祉協議会 ☎(62)4615

8/23

折り紙ボランティア体験実施にご協力 ありがとうございました。



作成された箸袋は、町内の福祉施設へお届けし、敬老のお祝い事業に活用していただきました。心を込めて長寿をお祈りして折った鶴の箸袋は、皆さんに喜んでいただくことが出来ました。



『歳末たすけあい運動』 が始まります。



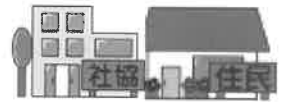
新たな新年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことが出来るよう、今年も歳末たすけあい運動(募金)を実施します。

皆様のご協力をお願いします。

受付期間 11月30日(水)まで
受付場所 社会福祉協議会



皆さまの温かいご支援とご賛同をいただき、下記の通り社協会員にご加入いただきました。お寄せいただいた会費は、地域福祉向上のための貴重な財源として有効に活用させていただきます。



令和4年度 社協会費納入結果報告

	地区名	一般会員		賛助会員			地区名	一般会員		賛助会員	
		世帯数	金額	会員数	金額			世帯数	金額	会員数	金額
皆	戦場・土京	136	68,000			国 神	金 崎	137	68,500		
	親 鼻	176	88,000	3	4,000		国 神	188	94,000		
	駒 形	103	51,500				大 淵	196	98,000		
	上の台	125	62,500	2	4,000		野 巻	76	38,000		
	根 岸	151	75,500				金 元 金 沢	66	33,000		
	腰	91	45,500				出 牛	36	18,000		
	上 原	90	45,000				金 沢 谷 津	27	13,500		
	上 大 浜	117	58,500				日 野 沢 下	58	29,000		
	中 大 浜	165	82,500				日 野 沢 中	27	13,500		
	下 大 浜	250	125,000				日 野 沢 上	49	24,500		
野	原	149	74,500			三 沢	上 三 沢	157	78,500		
	下 原	250	125,000				み ず ほ	86	43,000		
	下 田 野	161	80,500				中 三 沢	62	31,000	6	3,000
							下 三 沢	77	38,500	9	9,000
							合 計	3,206	1,603,000	20	20,000

～ご寄付ありがとうございました～

地域福祉事業に役立たせていただきます。

匿名様 20,000円

匿名様 6,600円

(令和4年7月から9月分)

※上記のほか、集めていただいたエコキャップ等は、収集体へお送りいたしました。ご協力ありがとうございました。

日赤募金運動にご協力ありがとうございました。

お寄せいただいた募金(活動資金)は、日本赤十字社の実施する災害救護、献血、福祉施設整備などの事業に使われます。

特別活動資金(10,000円以上)

340,000円(33人)

活動資金(500円以上10,000円未満)

290,000円(228人)

戸別募金 807,500円(3,230世帯)

寄付金 7,000円

合計 1,444,500円

【学費でお困りのかたに、教育支援資金貸付制度のお知らせ】

学費等の捻出が困難な低所得世帯の学生に対し、教育支援資金貸付(無利子)を実施しています。

	貸付上限額・主な用途			
	教育支援費		就学支度費	
高 校	35,000円/月	授業料・ 通学定期代等	500,000円 ※入学時のみ	入学金・制服代・ 教科書代等
短大・専門学校	60,000円/月			
大 学	65,000円/月			

◆返済期間：20年以内

◆相談・申込窓口：皆野町社会福祉協議会(Tel.62-4615)

◆実施主体：埼玉県社会福祉協議会 ※貸付には審査があります。

《利用にあたっての留意点》

- ①修学する本人が申込者、世帯の生計中心者が連帯借受人となります。
- ②本貸付より優先して利用いただく奨学金(他制度)があります。
- ③受験する学校が決まっていれば、入学(合格発表)前でも申込みができます。
- ④申込みは1年ごとです。
- ⑤貸付には審査があります。

今月のお元気さん。



皆野第1長生クラブ

No.25 清水志奈子 さん

Q：趣味を教えてください。

A：体を動かすことが好きで社交ダンスを40年していました。長生荘の体操にも月に2回来ていて、楽しめる場所があって良かったです。編み物や縫い物、前はダンスの衣装も縫っていました。テレビを観ながらだったり、縁側で日に当たりながら編み物をするのも好きなんです。お風呂も好きで色々な場所に行っています。

大きいお風呂は気持ち良いわね。皆さんとお話できるのも楽しいです(^)

Q：健康の秘訣はなんですか。

A：体を動かすことですね。



優しい笑顔で趣味や生活の様子を聞かせてくださいました。清水さんは地域の長生クラブで女性部役員としても活動されています。長生荘のお風呂にご夫婦で来られている姿を見かけると、おふたりのように仲良く歳を重ねていけたら素敵だな♪と感じます。

皆さまからの温かいご支援
ありがとうございます。

令和2年7月豪雨災害義援金
72,208円

ウクライナ人道危機義援金
(※社会福祉協議会取扱い分)

48,321円

(令和4年9月30日現在)



現在、受付中の義援金は下記のとおりです。

- ・令和4年7月大雨災害義援金 (宮城)
- ・令和4年8月3日からの大雨災害義援金 (山形、石川、新潟、福井、青森)
- ・令和4年台風15号災害義援金

～ 里親…知っていますか? ～

さまざまな事情により、家庭で生活することができない子どもたちが、現在、県内で、約1,800人(県内の児童養護施設や里親などの下で生活している子どもの数、令和4年6月1日現在1,760人)います。

里親は、家庭で暮らせない子ども達を、温かく見守り、養育してくださる方のことです。里親になり子どもを育てることは、特別なことのように見えますが、実際に子どもを預かっている里親は、「親子として」地域の中で一般家庭と同じ生活をしています。

◎里親登録のステップ

里親登録されるまでには、原則として以下のような手続きが必要になります。

※ 知識や経験のない方でも登録できます。

里親制度についての説明・理解 ⇒ 受け入れのための研修・調査 ⇒ 里親登録

養育里親	様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭で養育する里親です。
専門里親	養育里親のうち、虐待、非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親です。
養子縁組里親	養子縁組によって、子どもの親(養親)となることを希望する里親です。
親族里親	実親が死亡、行方不明等により養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親です。

◎里親制度にご興味のある方、その他ご質問がある方は、

埼玉県熊谷児童相談所 里親推進担当

〒360-0014 熊谷市箱田5-12-1

☎048-521-4152

E-mail k230967@pref.saitama.lg.jp (代表) にお問い合わせください。